は　じ　め　に

新宿のまちは、新宿駅周辺をはじめとする繁華街や超高層ビル群、みどり豊かな住宅街、歴史や文化が感じられる地域など、多彩な顔と豊かな表情を持っています。そして、国内外から多くの人が訪れ、暮らし、働き、学び、遊ぶなど、多様性が新宿区の魅力となっています。

区は、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちを実現するため、令和2年3月に新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例を制定しました。

条例制定から5年が経過し、国における「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」の改正、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改訂が行われたほか、東京都においては、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」や「東京都福祉のまちづくり条例」の改正など、バリアフリーに関する基準の見直しが図られました。

区においても、国や都の改正内容を踏まえ、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則について車椅子使用者用便房や宿泊施設の一般客室、道路、公共交通施設に関する整備基準の改正を行うなど、ユニバーサルデザインまちづくりの一層の推進を図ることとし、今回のマニュアル改定に反映させています。

本マニュアルは、すべての人が都市施設を円滑に利用できるようにするため「整備基準」について、図解も含めて詳しく解説するとともに、より高い水準である「望ましい整備」についても説明しています。区民や施設所有者等の皆様が、ユニバーサルデザインまちづくりを推進する一助となることを期待します。

令和7年８月
新　宿　区